

木更津市危険ブロック塀等安全対策事業

補助金制度のご案内

【申請者編】

補助金制度について

市では、地震等によるブロック塀等の倒壊を未然に防止するため、倒壊等の危険があるブロック塀等（「危険ブロック塀等」と言います。）の撤去等を行うための費用の一部を、予算の範囲内で補助します。

補助対象となる危険ブロック塀等

補助の対象となる危険ブロック塀等は、コンクリートブロック塀、組積造の塀その他これらに類する塀（基礎を含みます。）で次の条件にすべて該当するものです。

○市が指定した道路（「道路等」と言います。）に面するもの

○道路等からの高さが、60cmを超えるもの

○市職員が現地調査を行い、危険と判断されたもの

補助を受けることができる方

補助金の交付を受けることができる方は、補助対象となる危険ブロック塀等を所有している個人の方です。

ただし、以下のいずれかに該当する方は補助金の交付を受けることが出来ません。

○補助金の交付申請の前に工事契約をされた方

○市税を滞納している方

○自己が所有しているものを自ら施工する方

○暴力団員及び暴力団密接関係者

○すでにこの補助金制度を受けたことがある方、または、同様の補助金を受けている場合

補助対象となる工事

○危険ブロック塀等を地盤面から60cm以下に減ずる撤去工事

○危険ブロック塀等の撤去工事に付随した新たなフェンスの設置工事

※一部ブロック塀を残す場合は、残ったブロック塀が安全と判断されなければなりません。

補助金額

【危険ブロック塀等の撤去】

補助限度額 10万円

ただし、工事費の3分の2の額以下、かつ塀の撤去長さ1mあたり15,000円以下

【撤去と合わせたフェンスの設置】

補助限度額 20万円

ただし、工事費の合計額の3分の2以下、かつ塀の撤去長さ1mあたり15,000円とフェンス設置長さ1mあたり15,000円を合わせた額以下

※撤去する危険ブロック塀等の長さの合計が20m以上の場合は、撤去・新設各工事の限度額を5万円増額します。

※算出した補助金の額に1000円未満の端数がある場合は、切り捨てとなります。

受付件数、受付期間と場所

受付件数・・・30件

受付期間・・・先着順とし、予算の範囲内で受付いたします。

(ただし、1月31日までに工事の完了報告ができればいけません。)

受付場所・・・木更津市役所朝日庁舎2階 建築指導課窓口

図面や見積書の作成、その他申請書については注意事項があります。

別途送付する案内資料「補助金制度のご案内」【施工業者編】を施工業者へ渡して、書類の作成協力の依頼をしていただきますようお願いします。

注意事項

- ・門柱、門扉及び隣地との境界沿いにあるブロック塀の撤去工事は補助対象外です。
- ・交付申請前に契約や工事に着手してしまうと補助の対象となりません。

必ず工事開始前に申請手続きを行ってください。

- ・工事開始後に工事内容を変更する場合は、変更に係る工事の着手前に、変更の手続きが必要となりますので、ご相談ください。
- ・工事の完了報告は、完了の日から30日以内、または交付決定を受けた日の属する年度の1月31日のいずれか早い日までに行ってください。
(1月31日が土日祝の場合はその直後の平日となります。)
- ・フェンスを設置する場合は、条例等に基づく手続きが必要な場合があります。
必ず施工業者と打合せし、適合性を確認して申請をお願いします。
- ・その他、ご不明点などございましたら建築指導課へお問い合わせください。

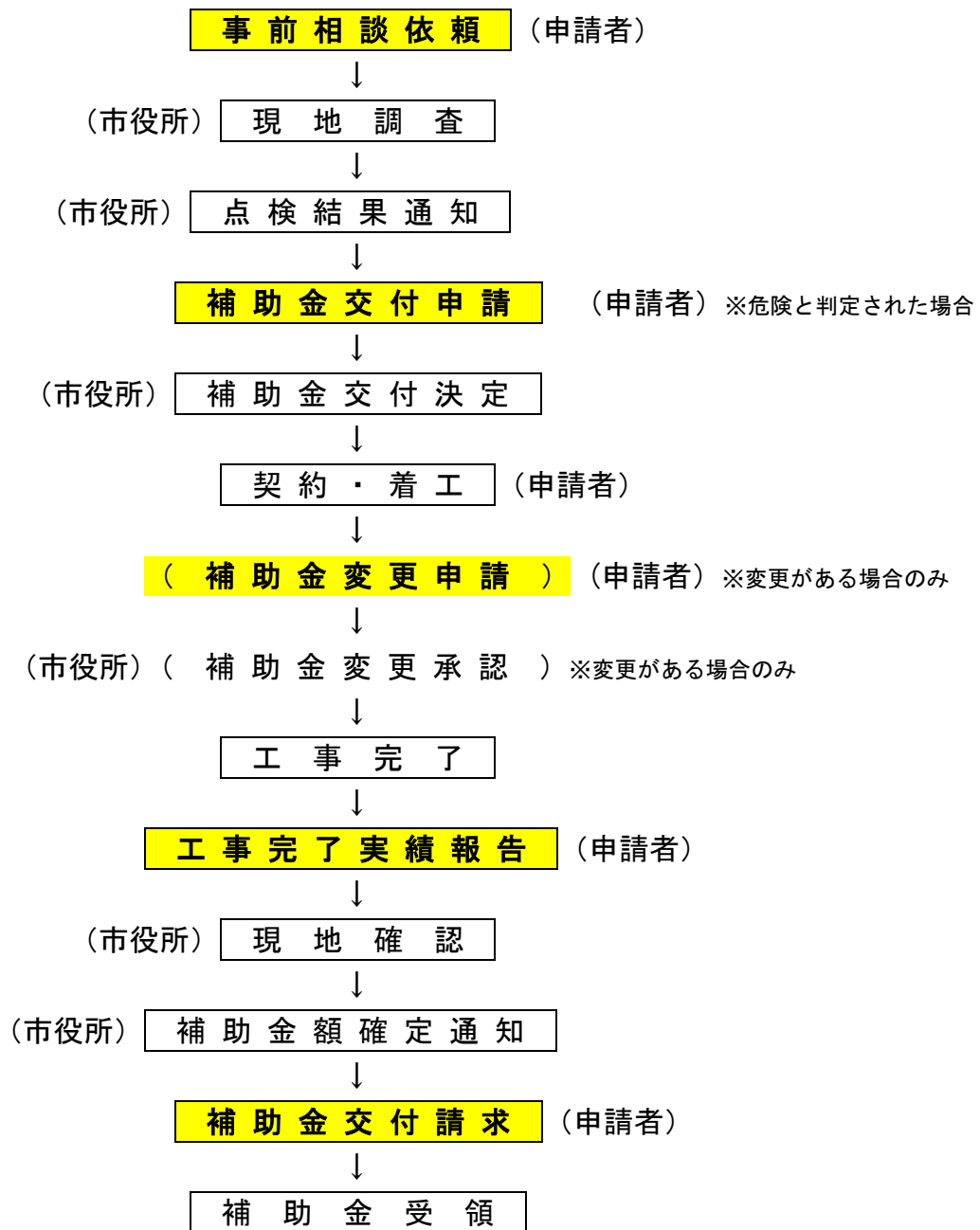
その他の制度

工事費支払い時に補助対象者の負担を軽減する制度があります。(「代理受領制度」といいます。)市が支払う補助金を申請者に支払わず施工業者に支払う制度で、申請者は補助金額分を差し引いた額を施工業者に支払えば良いので、工事費の負担を軽減する制度です。利用を希望される場合は、工事完了前にご相談ください。

★代理受領制度を利用する場合の注意★

- ・補助金の受領を施工業者に委任するときは、実績報告書を提出する前に第16号様式の提出が必要となります。必要事項を記載し、施工業者へ捺印をお願いしてください。
- ・工事完了後、総工事費から補助額を差し引いた額を施工業者へお支払いください。領収書は、総工事費から補助額を差し引いた額を発行してもらうようお願いします。
- ・市は、手続き上請求書の提出がないと支払いができませんので、申請者に対し、額確定通知書を発行する際に請求書様式を同封いたします。額確定通知書が届きましたら請求書のみを施工業者へ渡し、建築指導課へ提出するようお願いしてください。

<申請手続きフロー>



※ は申請者の必要な手続きを示す。

(注意)

- 1 施工業者と工事内容についての打合せを行い、見積書の作成を依頼してください。
この時点ではまだ契約はしないでください。
- 2 工事契約は、必ず補助金交付決定の通知が届いた後に行ってください。補助金交付決定より前に工事契約、工事着手を行うと補助金は出ません。
- 3 完了報告で必要になりますので、工事状況が確認できるように、「工事前」「工事中」「工事完了」の写真の撮影をお願いします。また、発生した廃材は適切に処分をしてください。

事前相談

- ・市役所建築指導課に事前に連絡の上、窓口にお越しください。
- ・道路等に面するブロック塀等であるか確認や現状をお伺いします。
写真を持参してください。
- ・地区計画の定められた地域に該当する場合は、新設するフェンスの制限等の確認をしてください。（窓口は都市政策課 都市計画係です。）
＜提出書類＞
- ・事前相談依頼書（第1号様式）

現地調査

- ・市職員で現地調査を行い、危険なブロック塀に該当するかどうか（補助対象となるか）を判断します。
- ・結果については、通知書を送付します。

交付申請

- ・現地調査で、「倒壊等の恐れがある危険ブロック塀等」と判定された場合のみ、補助金の交付の申請ができます。以下の書類を揃え、建築指導課に申請してください。
＜申請書類＞
- 1. 交付申請書（第4号様式）
- 2. 点検結果通知書の写し
- 3. 各図面（第5号様式）
- 4. 写真（施工前のカラー写真で、全体の分かるもの）正面と裏面
- 5. 市税完納証明書
- 6. 塀の所有を証するもの※1
- 7. 見積書の写し※2
- ・「代理受領制度」を希望する場合は、上記書類とともに、代理受領届出書兼委任状を提出してください。

※1 塀の所有を証するものについては、登記簿謄本（土地または建物）や課税台帳証明書などになります。なお、塀の所有者が複数いる場合は、すべての方からの同意書が必要となりますので、ご相談ください。

※2 見積書については、一式計上ではなく、内訳の詳細が記載されたものがが必要です。

補助金交付（不交付）決定通知

- ・提出された書類をもとに、市で申請内容を審査し、交付決定、または申請却下（不交付決定）を通知します。
交付決定通知を受けたら、施工業者と工事契約を結び、工事を開始してください。

変更・中止

- ・工事に変更・中止が生じた場合、速やかに（変更に係る工事の着手前に）変更・中止申請をしてください。

<申請書類>

- ・変更が生じた書類

支払い

- ・施工業者に工事費を支払い、領収書を受け取ってください。
(「代理受領制度」を希望した場合には、工事に要した額から補助金交付決定額を差し引いた額の支払いをし、領収書を受け取ってください。)

実績報告

- ・工事が完了したら、以下の書類を揃えて建築指導課へ報告してください。
提出期限は、工事完了後30日以内、またはその年度の1月31日(土日の場合はその直後の平日)です。

<報告書類>

1. 実績報告書(第9号様式)
2. 施工中及び施工完了後が分かる写真(カラー写真)
3. 工事報告書(第10号様式)
4. 処分報告書(第11号様式)
5. 契約書の写し
6. 工事に要した経費に係る領収書の写し
(「代理受領制度」を希望した場合には、
工事に要した経費から補助金交付決定額を差し引いた額の領収書の写しになります。)

額確定通知

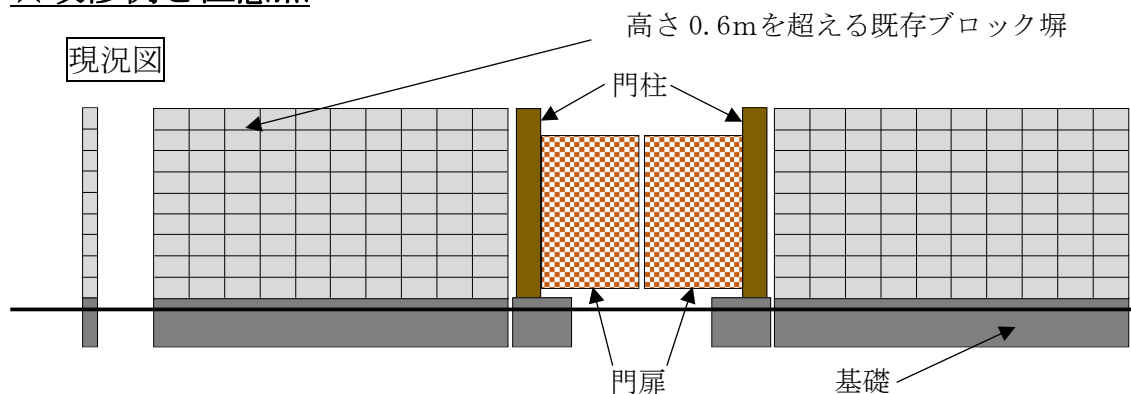
- ・市で交付決定した内容と相違がないかを確認し、補助金交付額確定通知書(第12号様式)を送付します。補助金交付請求書(第13号様式)も同封して送付します。

補助金の請求

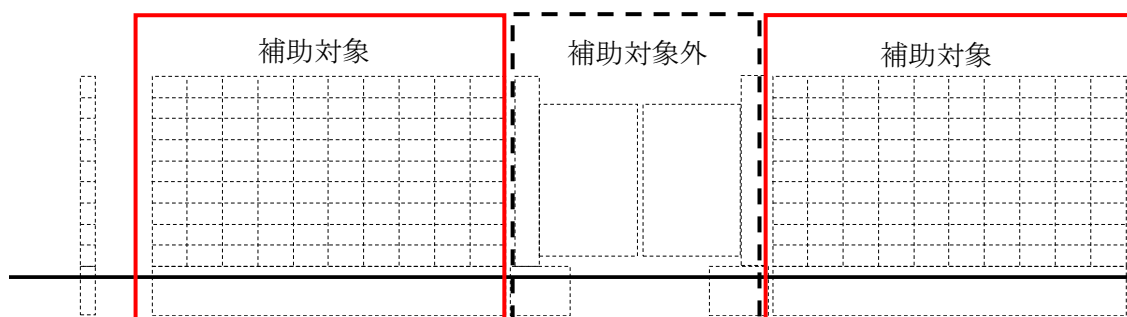
- ・市から補助金額確定通知書(第12号様式)を受領したら、建築指導課へ補助金交付請求書(第13号様式)を提出してください。
後日、指定された口座に振り込まれます。



☆改修例と注意点

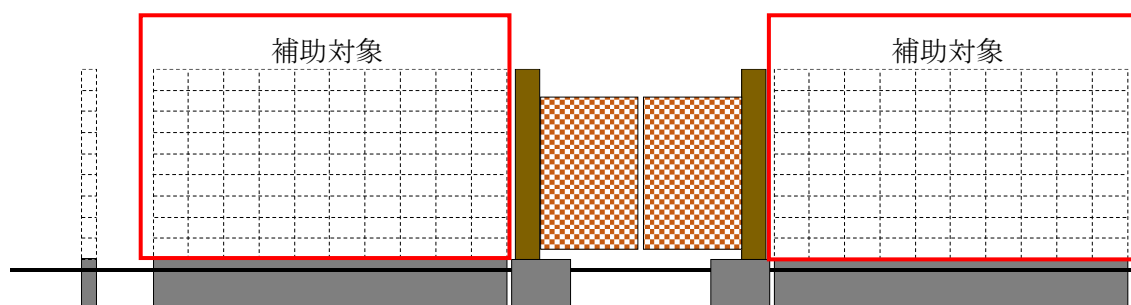


○全部撤去する場合

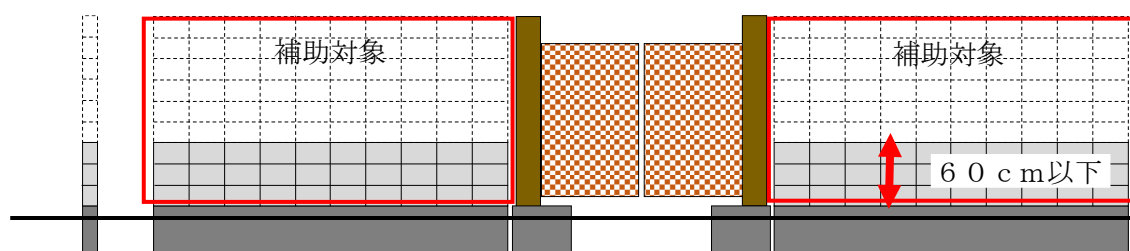


- ・基礎を含め、ブロック塀等の全撤去は補助対象です。(門柱及び門扉は対象外ですが、塀と一体とみなせる門柱は補助対象となる場合があります。)

○部分撤去する場合

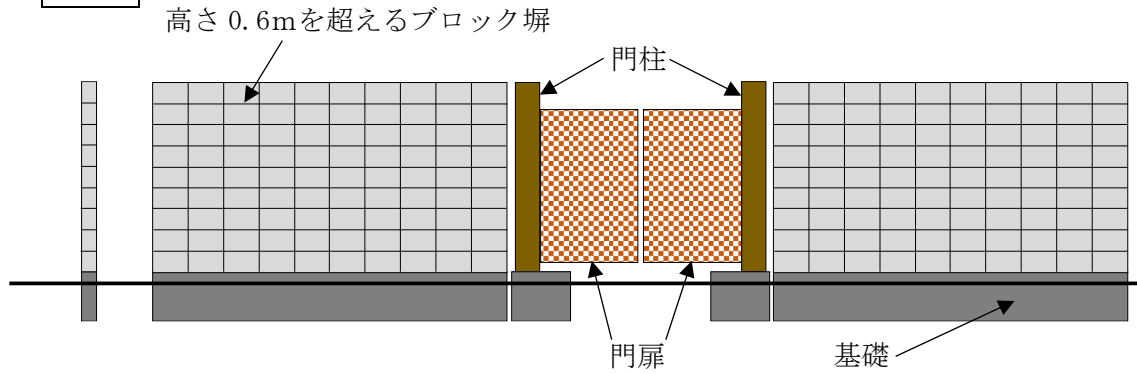


- ・基礎を残したブロック塀等の撤去は補助対象です。

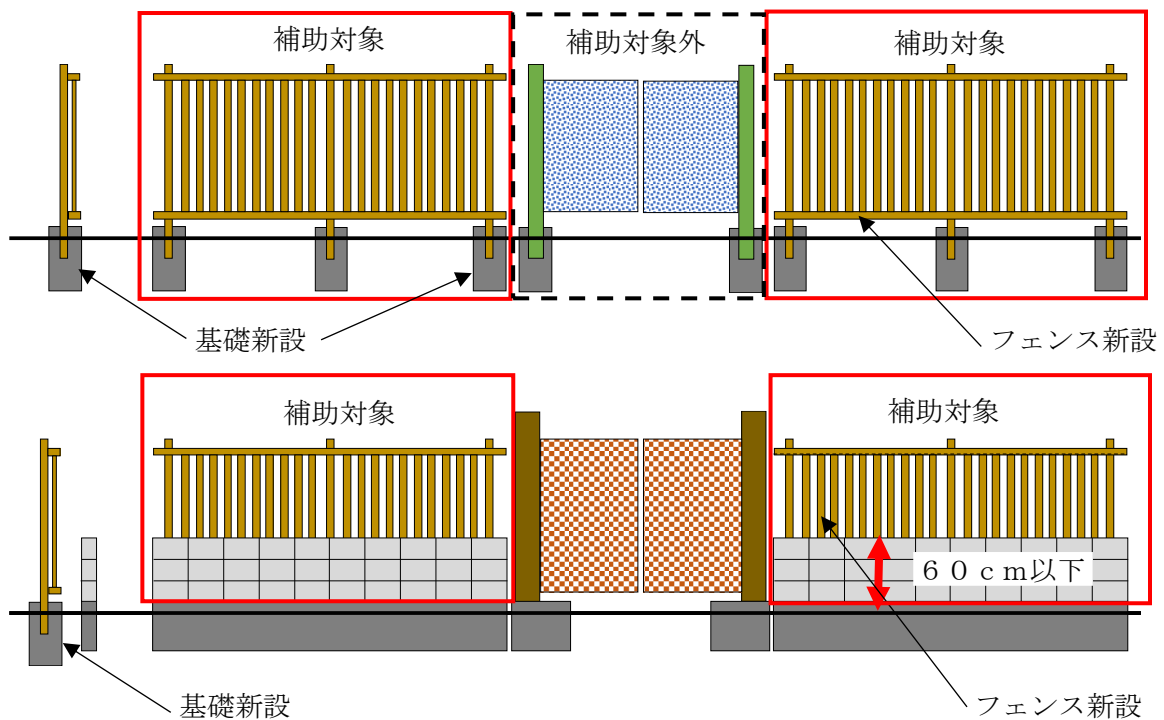


- ・道路等からの高さを60cm以下にする撤去は補助対象です。
(残したブロック塀等は、安全な構造としてください。)

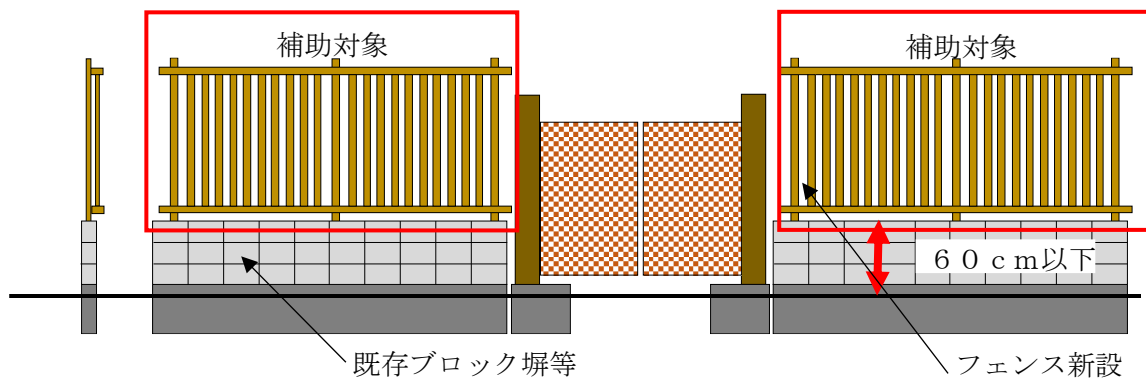
現況図



○ブロック塀等の撤去に付随したフェンス新設の場合



- ・原則として、基礎を新たに設けたフェンスの設置が補助対象となります。
(既存ブロック塀等を 60 cm 以下に残す場合は、安全な構造としてください。)

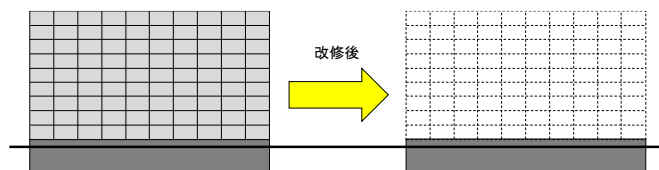


- ・既存ブロック塀等の上へのフェンス設置も補助対象となりますが、残されたブロック塀等が安全な構造となっていることが条件となります。

☆費用の算出方法について

○危険ブロック塀等の撤去のみ

- 例１・長さ　：１２ｍ
・高さ　：１．８ｍ
・工事費：２００，０００円



ア 工事費用の３分の２

$$200,000 \text{円} \times 2 / 3 \approx 133,000 \text{円} \text{ (千円未満切り捨て)}$$

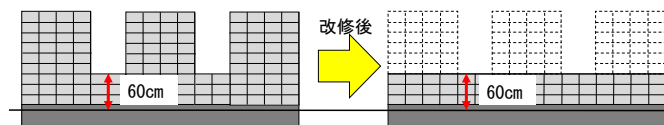
イ 長さによる算出方法

$$12 \text{m} \times 15,000 \text{円/m} = 180,000 \text{円}$$

ウ 上限額 １００，０００円

以上より、最も少ない金額の１０万円が補助金となります。

- 例２・長さ：１２ｍのうち、
８ｍを撤去
・高さ　：１．８ｍ
・工事費：１４０，０００円



ア 工事費用の３分の２

$$140,000 \text{円} \times 2 / 3 \approx 93,000 \text{円} \text{ (千円未満切り捨て)}$$

イ 長さによる算出方法

$$8 \text{m} \times 15,000 \text{円/m} = 120,000 \text{円}$$

ウ 上限額 １００，０００円

以上より、９万３千円が補助金となります。

○危険ブロック塀等の撤去に伴って、フェンス新設

- 例１・長さ ： 12 m
 ・高さ ： 1.8 m
 ・フェンス設置： 10 m
 ・工事費 ： 350,000 円

危険ブロック塀等を基礎まで撤去し、フェンスを設置する場合

ア 工事費用の3分の2

$$350,000 \text{ 円} \times 2 / 3 \div 233,000 \text{ 円 (千円未満切り捨て)}$$

イ 長さによる算出方法

$$12 \text{ m} \times 15,000 \text{ 円/m} = 180,000 \text{ 円 (ブロック塀等撤去費)}$$

$$8 \text{ m} \times 15,000 \text{ 円/m} = 120,000 \text{ 円 (フェンス設置費)}$$

$$180,000 + 120,000 = 300,000 \text{ 円}$$

ウ 上限額 200,000 円

以上より、20万円が補助金となります。